

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月21日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 スラヴォミール・クルパ
(Slawomir KRUPA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
弁護士 石橋 賢昌

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1907

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【発行登録書の内容】

提出日	2024年5月10日
効力発生日	2024年5月18日
有効期限	2026年5月17日
発行登録番号	6 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 50億円
発行可能額	4,183,576,519円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年5月21日(提出日)である。

【提出理由】 発行登録書に一定の記載事項を追加するため、本訂正発行登録書を提出するものである。(訂正内容については、以下を参照のこと。)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

「当行」 ソシエテ・ジェネラル
「ソシエテ・ジェネラル・グループ」 ソシエテ・ジェネラルならびにその連結子会社および関連会社
「フランス」 フランス共和国

(注2) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

(以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。)

<ソシエテ・ジェネラル2025年従業員持株制度に基づく募集に関する情報>

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1 【株式の募集】

(1) 【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別および種類	発行数	内容
ソシエテ・ジェネラル記名式 または無記名式額面普通株式 (以下「本株式」という。)(注1) (1株の額面金額1.25ユーロ)	139,261株 (注2)(注3)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式である。 当行の定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

(注1) 以下に記載される国際的な従業員持株制度が準拠する法令に基づき、購入した本株式を記名式の形で保有しなくてはならない5年間の据置期間(ただし、早期終了事由の場合を除く。)の終了後、本株式の所有者は、その有する本株式を「記名式」の形で保有し、当行の管理する口座に当該所有者の名義で登録するか、または「無記名式」の形で保有し、「承認仲介機関」の管理する口座に当該所有者の名義で登録することができる。当該所有者は、その費用負担で、1つの保有形態から別の保有形態に変更することができる。

(注2) 本書により企図されている募集(以下「国内募集」という。)は、下記「(2) 募集の方法及び条件、募集の条件、(注3)、ソシエテ・ジェネラル2025年従業員持株制度の概要」の項でさらに説明するように、国際的な従業員持株制度(インターナショナル グループ セービング プラン)(以下「本制度」または「IGSP」という。)の一部を構成するものとして当行により提供されるものである。本制度に基づき当行が全世界で行う募集の内容については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」を参照のこと。国内募集の対象になるのは、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社またはサンフォード・C・パーンスタイン株式会社との間で直接雇用契約を締結している者(期間の定めのある雇用契約を直接締結している者を含むが、エキスパートおよび派遣労働者を除く。)で、かつ、申込期間の初日および最終日において、ソシエテ・ジェネラル・グループの1社または複数社における3か月以上の勤務期間要件を満たす雇用契約に基づき雇用されている者(以下「本件役職員」と総称する。また、本件役職員の所属する会社をそれぞれ、または総称して「雇用者」という。)である。国内募集に基づいて本株式の申込みを行うことにより、本件役職員は本制度への参加に同意し、その投資は本制度の要項に従うことになる。

(注3) 発行数は、日本において対象者となる本件役職員が申込可能な株式数の上限である。これは、本件役職員1人当たりの申込価格の上限を本株式1株当たりの発行価格で除したものに日本において対象者となる本件役職員数を乗じた数(1株未満の端数は切り下げる。)に相当する。

(注4) 本株式の発行は、2024年5月22日開催の当行株主総会の決議および2025年2月5日開催の当行取締役会の決議により承認されており、2025年5月19日に取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により確定された。

(2) 【募集の方法及び条件】

【募集の方法】

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
-------	-----	---------	----------

募集株式（本件役職員への割当） （注1）（注2）	139,261株（注3）	4,979,973.36ユーロ（注4） （約812百万円）（注6）	174,076.25ユーロ（注5） （約28百万円）（注6）
-----------------------------	--------------	--------------------------------------	-----------------------------------

- (注1) 国内募集は、当行が直接募集を行う。
- (注2) 本株式は、本制度に基づき申込みを行った本件役職員に対してのみ割り当てられる。ただし、本制度における本件役職員による申込総数が提供される本株式の数を上回った場合、当行は比例配分を行う。
- (注3) 発行数は、日本において対象者となる本件役職員が申込可能な株式数の上限である。これは、本件役職員1人当たりの申込価格の上限を本株式1株当たりの発行価格で除したものに日本において対象者となる本件役職員数を乗じた数（1株未満の端数は切り下げる。）に相当する。
- (注4) 発行価額の総額は、上記発行数および下記「募集の条件」記載の発行価格に基づき、算出した値である。
- (注5) 資本組入額の総額は、上記発行数および下記「募集の条件」記載の資本組入額（すなわち、1株当たり額面1.25ユーロ）に基づき、算出した数値である。
- (注6) 便宜上記載されている日本円への換算は、2025年5月16日現在の欧州中央銀行の基準為替相場（1ユーロ＝163.05円）による。以下、別段の記載がない限り同様とする。

【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
額面株式	1株当たり 35.76 ユーロ（注1）	1株当たり 1.25ユーロ	1株（注2）	2025年6月2日から 2025年6月16日 まで	不要	2025年7月21日 （注5）

- (注1) 発行価格は、2025年5月19日に、取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により決定された。
- (注2) 日本における本株式の申込みは1株以上1株単位で行うものとする。本制度に基づく本件役職員による申込総数が提供される本株式の数を上回った場合、当行は比例配分を行う。端株の発行を避けるため、比例配分された1株未満の株式数は切り捨てる。
- (注3) 国内募集は本制度に基づくものであり、申込方法は本制度の要項に従う。
 ソシエテ・ジェネラル2025年従業員持株制度（以下「2025年GESOP」という。）の概要
 国内募集は、IGSP（フランス語で、plan d'Epargne Groupe International Société Générale）の一環として当行により行われている。国内募集において本株式の申込みを行うことにより、本件役職員はIGSPへの参加に同意し、本件役職員の投資は本制度の条件に従うことになる。IGSPに関する規則のすべての条項は、当行の現地のインターネット・サイトで本件役職員に公開される。
 2025年GESOPに参加するか否かの判断は完全に任意かつ個人の自由である。本件役職員の判断は、ソシエテ・ジェネラル・グループとの雇用関係に影響を及ぼさない。本書または2025年GESOPに関連して本件役職員に配布されるかもしくは本件役職員が入手することができるその他の資料によって、雇用関係に関して本件役職員に何らかの権利や権限が付与されるものではない。2025年GESOPへの参加は雇用契約からは独立したものであり、その一部を形成するものではない。

本制度の概要

対象者： 2025年GESOPに参加するための資格として、本件役職員は、申込期間の初日および最終日において、ソシエテ・ジェネラル・グループの1社または複数社における3か月以上の勤務期間要件を満たす雇用契約に拘束されていないなければならない。

申込価格： 申込価格は、取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により2025年5月19日に決定された。

本株式の申込価格35.76ユーロは、参照価格から20%を値引した金額と同額である。本株式の申込みに係る参照価格は、発行価格の決定日に先立つ20取引セッションの各取引終了時にユーロネクスト・パリの規制市場において毎日記録される20の出来高加重平均価格の算術平均に等しい。

雇用者補助金： 雇用者が、本件役職員の個人負担額に対して雇用者補助金を拠出することを決定した場合、雇用者は雇用者が設定している上限額の範囲内で本件役職員の個人負担額に上乘せする。

雇用者補助金は、以下の金額を超えない。

- 最初に申し込んだ20株の本株式については、雇用者補助金の100%が個人負担額に上乘せされる。
- 21株目以降の本株式については、雇用者補助金の50%が個人負担額に上乘せされる。

本件役職員に提供される雇用者補助金の上限は、投資の純額である。当該上限は、申込価格、為替レート等の情報が記載された申込マトリックスに公表される。申込マトリックスは、申込期間の開始時に本件役職員に提供される。

申込下限額： 本件役職員のIGSPおよびフランス労働法に基づき設定された他の企業持株制度またはグループ持株制度に対する個人負担額の下限額は、本件役職員の雇用者から支払われる雇用者補助金と合わせて、本株式1株当たりの申込価格を下回らないものとする。

申込上限額： 本件役職員の個人負担額の総額は、当該申込年度における本件役職員の年間総給与（年間固定給および変動給）の4分の1を超えることはできない。申込上限額の計算に関し追加の情報が必要な場合は、本件役職員は、当行の現地の人事担当者（以下「人事担当者」という。）に連絡するべきである。また、本件役職員の申込総額の上限額（本件役職員の個人負担額に雇用者補助金を加算）は、20,000ユーロ（またはその日本円換算額）を超えてはならない。

削減： 本件役職員からの本制度における申込総数が発行可能な本株式の上限数を超える場合、当行は、最低保証分を超える申込みにつき比例配分を行う。最低保証分は、申込者数で除された増資の全世界での額面価格の上限に基づき、削減の手続き中に設定される。端株の発行を避けるため、比例配分される本株式の数は、1株未満の株式は切り捨てられる。当行による本件役職員に割り当てる本株式の数に関する決定は最終的かつ拘束力を有するものとする。本件役職員の個人負担額および対応する雇用者補助金は、これに従い削減される。

発行可能上限数： 当行の取締役会は、増資の全世界での額面価格の上限を、15,056,000ユーロに設定しており、これは現金での申込みにして額面1.25ユーロの株式12,044,800株の発行に相当する。発行済株式は、他の普通株式と同様の権利を有する普通株式であり、発行の直後にユーロネクスト・パリ（コンパートメントA）の規制市場における取引許可が要求される。

為替リスク：

本株式の申込時の為替リスク

申込価格は欧州連合の通貨であるユーロ建てで表示される。しかし、本件役職員による支払いは日本円で行う必要がある。申込価格は当行により日本円に換算され、申込価格に相当する日本円が申込マトリックスに表示される。したがって、日本円での価格が確定した日（申込マトリックスに表示される。）から本株式の代金の支払期日までの間の為替リスクが存在することになる。このリスクは当行が負担する。為替リスクのうちこのリスクに限り、本件役職員が負担することはない。

申込みの支払いは日本円で行われるが、2025年GESOPにおける本件役職員の投資はユーロ建てで行われる。

本株式の売却時の為替リスク

本件役職員は、保有する本株式の売却により、売却時における為替レートを適用した日本円を受取ることになり、その際の実為替レートは申込時に使用した為替レートと異なる可能性がある。

現在、本株式の主たる公開市場はパリの証券取引所であるユーロネクスト・パリであり、本株式はユーロ建てで取引されている。このため、日本における本件役職員の本株式の価値は、ユーロと日本円との為替変動の影響を受けることになる。日本円に対しユーロが強くなった場合、日本円に換算した本株式の価値は増加することになる。反対に、日本円に対しユーロが弱くなった場合、日本円に換算した本株式の価値は減少することになる。

外国為替管理： 該当事項なし。

証券情報： 2025年GESOPにおける申込みに際しては、法定目論見書が電子的方法によってあらかじめまたは同時に渡される。本件役職員はかかる写しのPDFファイルを必ず受領して、投資に先立ち読むことが要請される。

早期終了事由： 投資した本件役職員は、5年間の据置期間（すなわち、2025年に申込みが行われた本株式は、2030年7月24日以後に売却可能となる。）の満了前において、その本株式を売却することはできない。

ただし、投資した本件役職員または（該当する場合）その後継者（以下「投資した役職員」という。）は、（ ）投資した役職員が結婚または市民パートナーシップを結んだ場合、（ ）既に2人以上の扶養児童を持つ投資した役職員の所帯に、3人目（以降）の子供が誕生した場合、（ ）離婚、離別または市民パートナーシップを解消して、判決により投資した役職員の家庭が1人以上の子供の単独または共同の養育権を保持することが決定された場合、（ ）投資した役職員またはその配偶者、市民パートナーシップを結んだパートナーもしくは子供に、職業的活動を行うことが恒久的にまたは一時的に不可能であるような身体障害がある場合または公的機関がかかる身体障害が80%以上に達しており、当該人物が職業的活動を行っていないと公言した場合、（ ）投資した役職員またはその配偶者もしくは市民パートナーシップを結んだパートナーが死亡した場合、（ ）投資した役職員の雇用が終了した場合、（ ）建築許可を必要とする主な住居の取得もしくは拡大（新たな居住部分を含む。）または地方自治体に認識された自然災害によって生じた住居の修復のために投資した役職員が貯蓄額を割り当てる場合および（ ）投資した役職員が、配偶者、未婚のパートナーもしくは市民パートナーシップを結んだパートナーまたは過去の配偶者、未婚のパートナーもしくは市民パートナーシップを結んだパートナーから暴力を受けた場合において、その投資の早期終了を要求することができる。

早期終了の要求は、早期終了事由の発生後6か月以内に行わなければならない。ただし、身体障害、死亡、雇用の終了または家庭内暴力が生じた場合を除く（これらの場合には、いつでも早期終了を要求することができる）。

これらの早期終了事由については、フランス法により詳細に定義されており、同法に基づき解釈され、適用される。これらの早期終了事由を利用する前に、本件役職員の事由がフランス法に定めるすべての要件を満たしていることを人事担当者に確認すべきである。

支払方法：遅くとも2025年6月16日までに、人事担当者により伝えられた銀行口座に、直接個人負担額を振り込む。

本件役職員の申込みは、申込期間の終了時に取消不能となる。2025年6月16日までに個人負担額が支払われなかった場合、本件役職員は当行に対し未払い額の支払義務を負う。

重要な告知事項：

本概要は国内募集の一般的な条件を概述している。本件役職員は、人事担当者により提供され、ウェブサイト（www.pmas-gesop-invest.societegenerale.com）からダウンロード可能なIGSPの規則を読むことが推奨される。本件役職員が2025年GESOPに関するより詳細な情報を希望する場合には、当行ウェブサイトの「規制情報およびその他の重要情報」ページ（<https://investors.societegenerale.com/en/financial-and-non-financial-information/regulated-information-and-other-important-information>）の「その他の重要情報」に掲載される、本件の運用について発表するプレスリリースに添付された情報文書を参照のこと。

当行およびその子会社は、2025年GESOPに関し投資助言を提供するものではない。投資するかどうかは、本件役職員の経済的収入、投資目的および本件役職員が利用することができる本投資に代わるその他の投資手段について考慮したうえ、個人の判断で行うものである。2025年GESOPへの参加は、完全に任意かつ個人の自由である。

本件役職員の投資判断は、そのソシエテ・ジェネラル・グループ内における業務に影響を及ぼさないものとする。本概要、従業員情報パンフレット、課税制度および社会制度に関する注意または2025年GESOPに関連して本件役職員に配布されるかもしくは本件役職員が入手することができるその他の文書によって、業務に関して本件役職員に何らかの権利や権限が付与されるものではない。国内募集への参加は雇用契約からは独立したものであり、その一部を構成するものではない。国内募集への参加により、将来の募集に関して何らかの権利が付与されるものではない。

他の株式投資と同様に、本株式は増減する可能性があるという事実に本件役職員は注目しなければならない。本株式の動向は、完全に当行の今後の財政状態次第である。

本件役職員は、2025年GESOPへの投資を決定する前に最新の年次報告書およびその更新版を検討することが奨励されている。これらの文書は、ソシエテ・ジェネラル・グループ、その活動、その経営、その戦略、その業績およびその財務書類に関する重要な情報ならびに晒される可能性のあるリスクに関する情報を提供する。当行が直面する一定のリスクに関する記載については、本件役職員は年次報告書の「リスク要因」に関するセクションの第4を参照のこと。本件役職員は、これらのすべての財務情報に関し、当行ウェブサイトの「規制情報およびその他の重要情報」ページ（<https://investors.societegenerale.com/en/financial-and-non-financial-information/regulated-information-and-other-important-information>）の第2項において英語版および仏語版を入手することができる。

目論見書指令（EU）2017/1129号第1.4条(i)および第1.5条(h)に定められる目論見書発行の免除により、欧州連合内の投資家に対する目論見書の発行義務は、国内募集には適用されない。

(注4) 国内募集に係る税金の取扱いについては以下のとおりである。

この要約は、日本の納税義務者であり、株式の申込みおよび売却に関し、日本の社会保障制度に準拠する本件役職員に対し適用されることが見込まれる一般原則を記載したものである。したがって、これらの一般原則はすべての事例について適用可能というわけではない。この要約は、参考として交付されるものに過ぎず、完全なものまたは確定的なものとして依拠することはできない。IGSPにおける2025年GESOPの参加に関する課税制度について、確実な助言を得るためには、本件役職員自らの税理士等の専門家に相談する必要がある。以下の課税制度および社会制度に関する記述は、2025年GESOPが実施される時点での日本の税法および税務慣行に基づいている。これらの法律および慣行は時間の経過により変化するので、本件役職員は該当する時点で特定の課税に関する助言を求めることが勧められる。

2025年GESOPおよびIGSPの詳細は、本件役職員に対して課税制度および社会制度に関する注意と共に提供される従業員情報パンフレットおよび国内募集の説明を参照するか、または人事担当者に連絡を取ることができる。

本株式の申込時について

- 20%の発行値引

本株式の申込価格は、発行価格および申込期間の決定日に先立つ20取引セッションの各取引終了時にユーロネクスト・パリの規制市場において毎日記録される20の出来高加重平均価格の算術平均から20%の値引がなされた価格に等しい。

本株式の取得時における時価と申込価格との差額の総額（参照価格の20%値引分）が所得税（国税および地方税）の対象になる。この額は一般的に日本国外で支払われた所得として取り扱われるため、雇
 用者により源泉徴収されることはないが、申込みを行った本件役職員が各自確定申告をする必要があ
 る。

- 雇用者補助金の取扱い

2025年IGSPに基づき雇用者が当行に払い込むことを合意した雇用者補助金は、本件役職員の給与所得
 とみなされ、所得税（国税および地方税）が課税される。また、雇用者補助金の拠出に際し、雇用者は
 一定の所得税額を源泉徴収する義務を負う。本件役職員は雇用者補助金についても確定申告をする必要
 がある。ただし、確定申告のために雇用者が作成し交付する源泉徴収票において記載される支払給与総
 額には雇用者補助金の額が含まれているので、確定申告の届出をする際、源泉徴収票記載の支払給与総
 額に加えて雇用者補助金の額を申告する必要はない。

< 例（雇用者補助金が拠出される前提） >

A	当行により決定された参照価格 （発行価格および申込期間の決定日に先立つ20取引セッションの各取引終了時にユーロネ クスト・パリの規制市場において毎日記録される20の出来高加重平均価格の算術平均）	100
B	申込価格（参照価格から20%値引）	80
C	雇用者補助金	40
D	本件役職員による支払総額	40
E	本株式の申込時の市場価格（申込時 / 当行による本件役職員への売却時に使用される市場 価格または現地の税務当局により算出される本株式の価値が、当行が決定する参照価格と 異なる場合）	90
F	課税対象額	50

早期終了事由の場合における本株式の売却について

早期終了事由（詳細は上記「（注3）、早期終了事由」を参照のこと）のいずれか1つが起こった結
 果、すなわち5年間の据置期間が終わる前に、本件役職員が購入した本株式の売却を希望する場合、円建て
 の売却価格と取得時における本株式の時価（以下「取得価格」という。）との差額が譲渡所得として所得税
 が課税される。本株式の譲渡所得については、一定の他の上場株式や社債等の譲渡損益等と通算の上、申告
 分離課税により20.315%（15.315%の所得税と5%の地方税）の税率で課税される。

据置期間終了後の本株式の売却時について

本件役職員が購入した本株式を5年間保有した後に売却する場合、売却価格と取得価格との差額は譲渡
 所得として所得税が課税される。本株式の譲渡所得については、一定の他の上場株式や社債等の譲渡損益等
 と通算の上、申告分離課税により20.315%（15.315%の所得税と5%の地方税）の税率で課税される。

種々の控除 / 免除により、譲渡所得に係る税額は減少することがある。本件役職員が本株式を複数回に
 わたって異なる時期に取得した場合の本株式1株当たりの取得価格は、直前の売却後に調整された本株式の
 取得価格の総額を売却前に所有していた本株式の総数で除した金額として算出される。

配当金について

本件役職員は、株主となることから、年次決算を承認する取締役会によって提案され、その後の当行の
 株主総会によって承認された場合、自身が保有する本株式に対して支払われる配当金を受け取る権利を有す
 る。この権利は、5年間の据置期間中も有効である。

重要：2025年GESOPにおける本株式の申込みについて受領する最初の配当金は、必要な場合、当行の2026
 年株主総会の配当金決議への投票が行われた後（もし行われれば）になる。

- フランスにおける課税

フランス国内の税法によれば、フランスの非居住者である株主（自然人）に支払われた配当には、一
 般に12.8%のフランス源泉徴収税が課せられる（それらが、非協力国・地域の機関の帳簿において開設
 された口座に支払われる場合を除き、かかる場合、フランスにおいては75%の源泉徴収税が課され
 る。）。

日仏租税条約によれば、12.8%の税率は10%に軽減される。しかし、源泉徴収税の税率軽減を受ける
 ためには本件役職員は必要な書面（5001A form）を提出しなくてはならない。

本件役職員の日本における確定申告書に外国における税額を証する書類等を添付することにより、本
 件役職員は、以下の額を上限として日本においてフランスでの源泉徴収税の税額控除を受けることがで
 きる。

$$\text{各年度の所得に対する日本の所得税の額} \times \frac{\text{当該年度分フランス源泉所得総額 (当行による配当)}}{\text{当該年度分の全世界所得総額}}$$

注：フランスにおける源泉徴収税額の方が上記の上限額より少ない場合はフランスにおける源泉徴収税額のみが控除される。

本件役職員が該当書面を適時に提出しなかった場合、フランスでは12.8%の源泉徴収税が課税される。いずれにせよ、本件役職員は、租税条約の税率である10%についての控除についてのみ確定申告書において申告する権利を有する。

ただし、実際に控除を受けることが常に可能とは限らない。雇用者から本件役職員に通知される。

- 日本における課税

配当金に対しては配当所得として所得税（国税および地方税）が課税される。本件役職員は、配当所得についても確定申告を行わなければならない。他の課税所得と合算したうえで、55.945%を上限とする適用ある累進税率により課税される。ただし、本件役職員は、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率で課税される申告分離課税を選択することができる。

< 例 >

	5001Aの提出なし 日仏租税条約の適用なし	5001Aの提出あり 日仏租税条約の適用あり
A 当行からの配当金	100	100
B フランス源泉徴収税	12.8	10
C フランス源泉徴収額控除後受取配当額 (A - B)	87.2	90

確定申告の要否

本件役職員は、本株式を購入したときの20%の値引額は海外での所得となるため、確定申告をする必要がある。また、本件役職員は、配当金および/または本株式の売却によって譲渡所得を得た際も、確定申告をする必要がある。

財産税

該当事項なし。

税金についての相談窓口

雇用者は本件役職員に対して、個人的な税金の助言を行うことはできない。特に本制度期間中に法制が改正される可能性があるため、本件役職員が税務アドバイザーに相談することを強く勧める。

(注5) 国内募集の払込みは、ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店を通じて当行に行われるため、ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店から当行への払込みが行われる日を払込期日として記載している。

(注6) ユーロ建て申込価格の日本円への換算には、当行が決定する2025年5月16日現在の欧州中央銀行の基準為替相場が用いられる。

(注7) 本株式の発行日は2025年7月24日（パリ時間）（予定）である。

イ 【申込取扱場所】

名 称	所在地
ソシエテ・ジェネラル	フランス共和国 パリ市9区 ブルパール オスマン 29

ロ 【払込取扱場所】

名 称	所在地
ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル

(3) 【株式の引受けの概要】

国内募集に関連して、日本において本株式の引受けは実施されない。国内募集は、本制度に基づき行われる。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
4,979,973.36ユーロ ^(注1) (約812百万円)	なし	4,979,973.36ユーロ (約812百万円)

(注1) 払込金額の総額は、本株式の発行数(上記「1 株式の募集、(2) 募集の方法及び条件、募集の方法」に記載。)に基づき算出した値である。

(2) 【手取金の使途】

本株式の国内募集からの手取金は、当行の運転資金に使用される。

なお、本株式の国内募集は、IGSPの一環として優遇された条件で本件役職員に本株式を取得させるものであるため、資金調達を目的としておらず、したがって、上記「(1) 新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額に相当する手取金の総額について、その具体的な使途、金額および支出予定時期は特に決定されていない。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

2024年5月22日開催の当行株主総会の決議および2025年2月5日開催の当行取締役会の決議によって、本制度に基づいて、本制度に参加する当行ならびに当行の子会社および関連会社の役員および従業員(以下「適格役職員」と総称する。)を対象に当行株式の募集(以下「本募集」という。)を行うことが承認されており、2025年5月19日に取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により確定された。本募集の概要は以下のとおりである。なお、国内募集は本募集の一部を構成するものである。

ただし、欧州連合により課された制裁に基づき、欧州連合や欧州経済領域の国またはスイス連邦における居住許可または市民権を有しないロシア連邦の国民またはロシア連邦の居住者は本募集の対象とならず、また、欧州連合の国における居住許可または市民権を有しないベラルーシ共和国の国民またはベラルーシ共和国の居住者は本募集の対象とならない。

(1) 株式の種類

当行記名式または無記名式額面普通株式(額面1.25ユーロ)

(2) 発行数

12,044,800株

上記発行数は、本制度に基づき当行が全世界で発行する本株式の総数に相当し、国内募集はその一部を構成する。

(3) 発行価格および資本組入額

発行価格 1株当たり35.76ユーロ(約5,831円)

発行価格は、2025年5月19日に、取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により決定された。

資本組入額 1株当たり1.25ユーロ(約204円)

(4) 発行価額の総額および資本組入額の総額

発行価額の総額 430,722,048ユーロ(約70,229百万円)

資本組入額の総額 15,056,000ユーロ(約2,455百万円)

なお、発行価額の総額は、上記(2)記載の発行数に上記(3)記載の発行価格を乗じて算出した見込額であり、国内募集分を含む。また、資本組入額の総額は、2025年2月5日開催の当行取締役会の決議により承認された金額である。

(5) 株式の内容

本株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(当行普通株式)である。なお、当行の定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

(6) 発行方法

適格役職員を対象に、申込みをした当該役員および従業員に対して本株式を割り当てる方法による。

(7) 引受人の氏名または名称

該当事項なし。

(8) 募集を行う地域

本制度に参加する当行本支店ならびに当行の子会社および関連会社の本支店の所在する国および地域

(9) 提出会社が取得する手取金の総額ならびに用途ごとの内容、金額および支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 430,722,048ユーロ(約70,229百万円)

発行諸費用の概算額 なし。

差引手取概算額 430,722,048ユーロ(約70,229百万円)

なお、払込金額の総額は、上記(4)記載の発行価額の総額であり、見込額である。

手取金の用途

本株式の本募集からの手取金は、当行の運転資金に使用される。

なお、本株式の本募集は、本制度の一環として優遇された条件で適格役職員に本株式を取得させるものであるため、資金調達を目的としておらず、したがって、上記差引手取概算額に相当する手取金の総額について、その具体的な用途、金額および支出予定時期は特に決定されていない。

(10) 新規発行年月日

2025年7月24日(パリ時間)(予定)

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

ユーロネクスト・パリ

(12) 第三者割当の場合の特記事項

割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要

本募集の対象になるのは適格役職員である。適格役職員は、約130,000名に上り、適格役職員の本制度への参加を通じた本募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであること、また、申込期間の初日および最終日に参加資格を満たすことが必要であって対象者が確定していないことから、割当予定先

の概要として、本制度の対象者となる参加資格を有する適格役職員の氏名および住所を記載していない。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先は、適格役職員である。

c. 割当予定先の選定理由

本募集は、株主総会により適格役職員のための本株式またはその他の証券の募集という文脈の中で定義された優遇された条件の下で、当行のグループ企業および支店の適格役職員が当行株主になることができるよう実施するものである。したがって、当行およびそのグループ企業の適格役職員を割当予定先に選定している。

d. 割り当てようとする株式の数

12,044,800株（これは、本制度に基づき当行が全世界で発行する本株式の株式総数に相当し、国内募集はその一部を構成する。）

e. 株券等の保有方針

適格役職員の本制度への参加を通じた本募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであることから、本制度の対象者となる参加資格を有する個別の適格役職員に対して、本株式を取得した場合の保有方針を確認していない。

ただし、本制度により、2030年7月23日までの5年間は据置期間とされており、特別の事由がある場合に限り、本株式を売却することができる。

f. 払込みに要する資金等の状況

本募集は、本制度の一環として優遇された条件で適格役職員に本株式を取得させるものであるため、資金調達を目的としていないこと、また、適格役職員の本制度への参加を通じた本募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであることから、本制度の対象者となる参加資格を有する個別の適格役職員に対して、払込みに要する資金または財産を保有することを確認していない。

なお、本制度により、適格役職員の個人負担額の総額は、当該申込年度における適格役職員の年間総給与（年間固定給および変動給）の25%を超えることはできない。また、適格役職員の申込総額（適格役職員の個人負担額と雇用者補助金との合算）は、20,000ユーロを超えてはならない。

g. 割当予定先の実態

割当予定先が特定団体等と何らの関係も有していないことは、割当予定先が当行のグループ企業および支店の適格役職員であることから、本募集に際し特に確認を行っていない。

株券等の譲渡制限

本制度により、2030年7月23日までの5年間は据置期間とされており、特別の事由がある場合に限り、購入した本株式を売却することができる。

発行条件に関する事項

a. 本募集における発行価格は、発行価格および申込期間の決定日に先立つ20取引セッションの各取引終了時にユーロネクスト・パリの規制市場において毎日記録される20の出来高加重平均価格の算術平均から20%の値引がなされた価格に等しい。発行価格は、2025年5月19日に、取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により決定された。

本募集は、株主総会決議に基づき適格役職員のための本株式またはその他の証券の募集という文脈の中で定義された優遇された条件の下で、当行のグループ企業および支店の適格役職員が当行株主になることができるよう実施するものである。

- b. 本募集による本株式の発行は、2024年5月22日開催の当行株主総会の決議および2025年2月5日開催の当行取締役会の決議により承認されており、2025年5月19日に取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により確定された。

大規模な第三者割当に関する事項

該当事項なし。

第三者割当後の大株主の状況

適格役職員の本制度への参加を通じた本募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであり、したがって、発行される本株式の数が現時点で定まらないことから、割当後の大株主の状況について記載していない。

2024年12月31日現在の当行の資本または議決権を保持する株主の状況等については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項、5 第三者割当後の大株主の状況」を参照のこと。

大規模な第三者割当の必要性

該当事項なし。

株式併合等の予定の有無および内容

該当事項なし。

その他参考になる事項

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

本書により企図されている日本における募集は、IGSPの一部を構成するものである。国内募集の対象になるのは、本件役職員である。本書提出日現在、本制度の対象者となる参加資格を有する本件役職員は249名に上るが、本件役職員の本制度への参加を通じた国内募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであること、また、申込期間の初日および最終日に参加資格を満たすことが必要であって対象者が確定していないことから、割当予定先の概要として、本制度の対象者となる参加資格を有する本件役職員の氏名および住所を記載していない。本制度の対象者となる参加資格を有する本件役職員の職業の内容は、当行のグループ企業であるソシエテ・ジェネラル証券株式会社またはサンフォード・C・バーンスタイン株式会社との間で直接雇用契約を締結しているソシエテ・ジェネラル証券株式会社またはサンフォード・C・バーンスタイン株式会社の役員および従業員（期間の定めのある雇用契約を直接締結している者を含むが、エキスパットおよび派遣労働者を除く。）である。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当行のグループ企業であるソシエテ・ジェネラル証券株式会社およびサンフォード・C・バーンスタイン株式会社は割当予定先との間で、直接雇用契約を締結している。

c. 割当予定先の選定理由

国内募集は、株主総会により本件役職員のための本株式またはその他の証券の募集という文脈の中で定義された優遇された条件の下で、当行のグループ企業の本件役職員が当行株主になることができるよう実施するものである。したがって、当行のグループ企業の本件役職員を割当予定先に選定している。

d. 割り当てようとする株式の数

139,261株（これは、本制度に基づき当行が全世界で発行する本株式のうち、日本において対象者となる本件役職員が申込可能な本株式の数の上限である。）

e. 株券等の保有方針

本件役職員の本制度への参加を通じた国内募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであることから、本制度の対象者となる参加資格を有する個別の本件役職員に対して、本株式を取得した場合の保有方針を確認していない。

ただし、本制度により、2030年7月23日までの5年間は据置期間とされており、特別の事由（上記「第1 募集要項、1 株式の募集、(2) 募集の方法および条件、募集の条件、（注3）、早期終了事由」を参照のこと。以下同じ。）がある場合に限り、本株式を売却することができる。

f. 払込みに要する資金等の状況

本株式の国内募集は、IGSPの一環として優遇された条件で本件役職員に本株式を取得させるものであるため、資金調達を目的としていないこと、また、本件役職員の本制度への参加を通じた国内募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであることから、本制度の対象者となる参加資格を有する個別の本件役職員に対して、払込みに要する資金または財産を保有することを確認していない。

なお、本制度により、本件役職員の個人負担額の総額は、当該申込年度における本件役職員の年間総給与（年間固定給および変動給）の25%を超えることはできない。また、本件役職員の申込総額（本件役職員の個人負担額と雇用者補助金との合算）は、20,000ユーロ（またはその日本円換算額）を超えてはならない（雇用者補助金については、上記「第1 募集要項、1 株式の募集、(2) 募集の方法および条件、募集の条件、（注3）、雇用者補助金」を参照のこと。）。

g. 割当予定先の実態

割当予定先が特定団体等と何らの関係も有していないことは、割当予定先が当行のグループ企業の本件役職員であることから、国内募集に際し特に確認を行っていない。

2 【株券等の譲渡制限】

本制度により、2030年7月23日までの5年間は据置期間とされており、特別の事由がある場合に限り、購入した本株式を売却することができる。

3 【発行条件に関する事項】

- a. 国内募集における発行価格は、発行価格および申込期間の決定日に先立つ20取引セッションの各取引終了時にユーロネクスト・パリの規制市場において毎日記録される20の出来高加重平均価格の算術平均から20%の値引がなされた価格に等しい。発行価格は、2025年5月19日に、取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により決定された。

国内募集は、株主総会決議に基づき本件役職員のための本株式またはその他の証券の募集という文脈の中で定義された優遇された条件の下で、当行のグループ企業および支店の本件役職員が当行株主になることができるよう実施するものである。

- b. 国内募集による本株式の発行は、2024年5月22日開催の当行株主総会の決議および2025年2月5日開催の当行取締役会の決議により承認されており、2025年5月19日に取締役会から権限の委任を受けた最高経営責任者により確定された。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

2024年12月31日現在の当行の資本または議決権を保持する株主の状況は、以下のとおりである。

氏名又は名称	2024年12月31日現在 ⁽¹⁾				
	住所	所有株式数 (株)	株式資本 の割合	議決権の 割合 ⁽²⁾	株主総会で行使可能 な議決権の割合 ⁽²⁾
従業員持株制度 ⁽³⁾	フランス共和国 75009 パリ市 ブルバール オスマン 29	81,839,038	10.23%	16.28%	16.35%
ブラックロックインク	ニューヨーク ハドソン ヤーズ 50	44,183,016	5.52%	4.99%	5.01%
キャピタルグループカンパニーズ インク	ロサンゼルス S.ホープ ストリート333 53階	18,515,088	2.31%	2.09%	2.10%
アムンディ	75015 パリ市 ブルバール パスツール 91-93	25,107,579	3.14%	2.83%	2.85%
預金供託金庫	75356 パリ市 ルー ドゥ リーユ 56	17,404,648	2.17%	2.61%	2.62%
BNPパリバアセットマネジメント	75009 パリ市 ブルバール オスマン 1	14,504,617	1.81%	1.73%	1.74%
浮動株		594,943,953	74.34%	69.04%	69.34%
自己株式		3,818,838	0.48%	0.43%	0.00%
合計		800,316,777	100%	100%	100%
算定ベース			800,316,777	885,779,955	881,961,117

- (1) 2024年12月31日現在、資本に占める欧州株主の持分は37%と推定される。
- (2) AMF一般規則第223-11条に従い、議決権総数の計算には自社株買いおよび自己株式に関連する議決権が含まれるが、これらの株式には、株主総会における議決権は付与されていない。
- (3) 2021年1月1日以降、従業員ミューチュアル・ファンド（FCPE）である「ソシエテ・ジェネラル株式保有（ファンドE）」に含まれるソシエテ・ジェネラル株式に関連する議決権は、独占的に受益者により個別に、また部分的権利を構成する端数口については当該ファンドの監督委員会により行使される。

本件役職員の本制度への参加を通じた国内募集への申込みは、完全に随意かつ任意のものであり、したがって、発行される本株式の数が現時点で定まらないことから、割当後の大株主の状況について記載していない。なお、2024年12月31日現在の発行済株式総数は800,316,777株（総議決権数は885,779,955個）であり、本制度に基づき当行が全世界で発行する本株式の株式総数上限12,044,800株（本書に基づく国内募集の株式数はその一部を構成する。）のすべてが発行された場合、発行済株式総数は812,361,577株（総議決権数は897,824,755個）となる見込みである。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の表紙に、発行会社の名称およびロゴが記載される。

< 上記の募集以外の募集または売出しに関する情報 >

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

(発行登録書の「第二部 参照情報、第1 参照書類」を以下のとおり訂正する。)

(訂正前)

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 (2022年度)	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	2023年6月29日 関東財務局長に提出
(事業年度 (2023年度)	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	2024年7月1日までに 関東財務局長に提出予定
(事業年度 (2024年度)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	2025年6月30日までに 関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

(事業年度 (2023年度中)	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	2023年9月28日 関東財務局長に提出
(事業年度 (2024年度中)	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	2024年9月30日までに 関東財務局長に提出予定
(事業年度 (2025年度中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	2025年9月30日までに 関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

(訂正後)

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度	自	2023年1月1日)	2024年6月27日
((2023年度)	至	2023年12月31日)	関東財務局長に提出
(事業年度	自	2024年1月1日)	2025年6月30日までに
((2024年度)	至	2024年12月31日)	関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

(事業年度	自	2024年1月1日)	2024年9月27日
((2024年度中)	至	2024年6月30日)	関東財務局長に提出
(事業年度	自	2025年1月1日)	2025年9月30日までに
((2025年度中)	至	2025年6月30日)	関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」と総称する。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日(2024年5月24日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」と総称する。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日(2025年5月21日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。